

第7回口頭弁論・意見陳述 (被告の不誠実な訴訟態度について)

1

原告ら訴訟代理人弁護士 半田虎生

被告の認否が法曹実務から乖離していること

被告の認否が法曹実務から乖離していること①

■ 民事訴訟規則 79 条 3 項

準備書面において相手方の主張する事実を
否認する場合には、その理由を記載しなければならない。

被告の認否が法曹実務から乖離していること②

■被告の認否の一例（被告準備書面(3)の7頁）

「石炭火力発電所の発電方式に関する記載は認め、
その余は否認する。」...

否認の理由は??

⇒訴状（13頁）の請求の原因「第4の3(1)」に
対して

被告の認否が法曹実務から乖離していること③

原告の主張

(1) CO₂排出実質ゼロの鍵を握る

石炭火力発電所は、化石燃料火力発電所である。その多くはタービンで燃焼させて蒸気を用いて発電する方式を用いており、新設発電所もこの方式である。付陳がない以上は争っていないということ？

認める

否認

火力発電所は燃料の燃焼に伴い大量のCO₂や大気汚染物質を排出する。燃料によって含有する成分が異なることから、石炭、石油、天然ガスのそれぞれの排出量は大きく異なってくるが、石炭火力発電はたとえ高効率設備であっても、発電電力1単位当たりの石炭火力発電からのCO₂排出量は天然ガス火力発電の約2倍ある（CO₂だけでなく、他の大気汚染物質の排出も格段に多い）。このため、CO₂排出を実質ゼロとしていくためには、石炭火力からの早期の脱却が不可欠である。

被告の認否が法曹実務から乖離していること④

➡ 「争う」の意義

相手方の**法律上の主張を認めない場合**には、**「争う。」と答弁**する。

（司法研修所民事弁護教官室「8訂 民事弁護の手引き（増訂版）」120頁参照）。

被告の認否が法曹実務から乖離していること⑤

➡ 被告の認否の一例（被告準備書面(3)の9頁）

ウ 「(3) 2030年目標・2050年目標を前提としても石炭火力の新設はおよそ認められないこと」について

全て法律上の主張??

全体として争う。

⇒ 訴状（18頁以下）の請求の原因「第4の4(3)」に対して

被告の認否が法曹実務から乖離していること⑥

原告の主張（抜粋）

福島第一原発事故前の日本の石炭火力発電所は約100機、設備容量で4200万kWであった。前記経済産業省の長期需給見通しでは、2030年度の電源構成における石炭火力の割合が26%とされているが、2016年度の実績で発電量に占める石炭火力の割合はすでに32%にも及んでいる。そのうえ、東日本大震災後、本件発電所や神戸製鋼の新設発電所など、50の石炭火力発電所新增設が計画され、13機が中止になったが、既に12機が稼働し、2019年5月現在で建設中あるいは環境アセス中の発電所建設計画は25機である。

特定非営利活動法人気候ネットワークの調査によれば、2017年度の既存石炭火力発電所の設備容量は約4400万kWである。図9は、これら既設の石炭火力発電所の設備容量に、上記のとおり、福島第一原発事故後に計画された石炭火力発電所のうち、既に新設され稼働している石炭火力と、現在建設ないしアセス中の25機（1429万kW）のすべてが建設され、これらが40年稼働すると仮定した場合の日本の石炭火力発電所の設備容量の推移を、技術別に示したものである。2030年でも現在の設備容量を上回り、長期エネルギー需給見通しにおける2030年度の石炭火力の割合（26%）すら大きく上回ってしまうことは確実な状況にある。

一体としての国としての訴訟追行が求められていること①

- 本件訴訟の被告は「国」
- 国家行政組織法や内閣法の規定からすれば、被告は「一体としての国としての訴訟追行」が求められている
- 原処分庁が経済産業省であるとしても、国の行政機関は行政機関相互の調整、連携が要請されている以上は他の国の行政機関の行為について知らないなどといったことはあり得ない

一体としての国としての訴訟追行が求められていること②

■ 被告の認否の一例（被告準備書面(3)の6頁）

掲記の内容が掲載の気象庁ホームページに**記載があること**と、気象庁作成の気候変動監視レポート2017に図3の図が**掲載されていることは認め、その余は不知**

内容に関しては認否を
留保するということ？

⇒訴状（8頁）の請求の原因の「第4の1(1)」に対して

一体としての国としての訴訟追行が求められていること③

パリ協定や地球温暖化対策の
前提のはず...

▶ 原告の主張

温室効果ガスであるCO₂の大気中の濃度は工業化前の時点では278ppmであったところ、2016年には403ppmとなり、近年では年約3ppmの割合で増加し、2019年5月には415ppmに至っている（図2を参照）。気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。）第5次評価報告書（2013年から2014年。以下「AR5」という。）によれば、世界の平均地上気温は産業革命前から約1℃上昇しており、日本では、1889年から100年当たり1.19℃の上昇率で上昇し、産業革命前から1.5℃の上昇に近づいている（図3を参照）。

被告の不誠実な認否の一例①

訴状における原告らの主張と被告の認否

▶ 原告主張（訴状 13 ないし 14 頁の抜粋）

火力発電所は燃料の燃焼に伴い大量のCO₂や大気汚染物質を排出する。燃料によって含有する成分が異なることから、石炭、石油、天然ガスのそれぞれの排出量は大きく異なってくるが、石炭火力発電はたとえ高効率設備であっても、発電電力1単位当たりの石炭火力発電からのCO₂排出量は天然ガス火力発電の約2倍ある（CO₂だけでなく、他の大気汚染物質の排出も格段に多い）。

▶ 被告の認否（抜粋）

その余は否認する。

公表資料と矛盾した答弁①

- 後掲資料は経済産業省資源エネルギー庁が平成27年11月に総合資源エネルギー調査会基本政策分科会第18回会合で資料として作成し、公表したもの
- 資源エネルギー庁は経済産業省の外局として設置（国家行政組織法3条2項、経済産業省設置法14条）

公表資料と矛盾した答弁②

総合資源エネルギー調査会
基本政策分科会 第18回会合
資料2-5

火力発電の高効率化

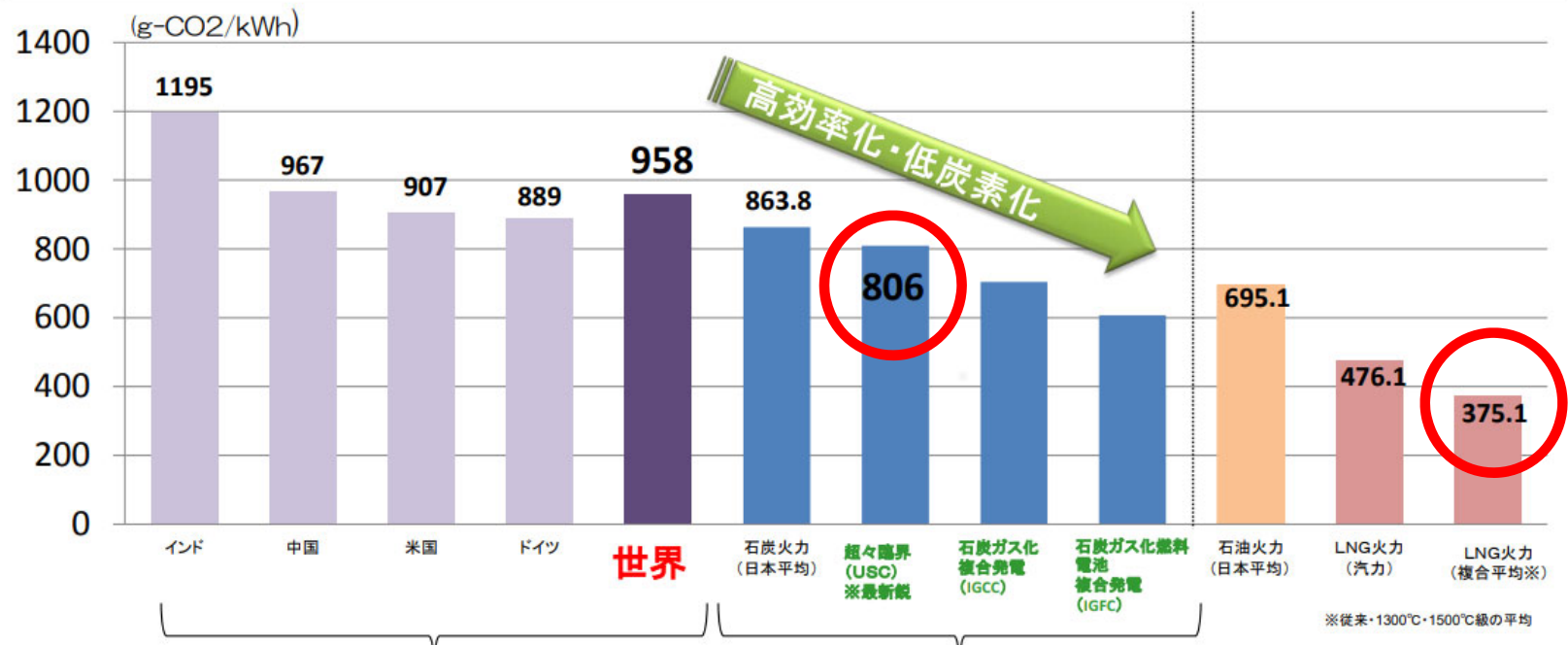
資源エネルギー庁
平成27年11月

https://www.enecho.meti.go.jp/committee/council/basic_policy_subcommittee/018/pdf/018_011.pdf

公表資料と矛盾した答弁③

石炭火力発電におけるCO2排出量の比較

○石炭火力発電は、LNG火力発電に比べおよそ2倍程度のCO₂を排出し、更なる高効率化、低炭素化が求められる。日本の石炭火力は世界最高効率で、CO₂排出量が相対的に少ない。



被告の不誠実な認否の一例②

訴状における原告らの主張

▶ 原告主張（訴状 15 ないし 16 頁の抜粋）

(1) 日本のCO₂排出量及び石炭火力発電からの排出量の推移

日本の2016年度の温室効果ガスの排出量、13億700万トンのうち、CO₂排出量は温室効果ガスの約92%を占め、うちエネルギー起源が94%である。そして、エネルギー起源のCO₂排出に占める事業用電力の割合はその42%（CO₂全体に占める割合は39%）にのぼっている。1990年以来、エネルギー転換部門からの排出が顕著に増加しているが（図6参照）、**なかでも事業用電力からの排出が占める割合が増加している。**

被告の認否

原告らが掲げる図6が環境省作成のものであるとの限度で認め、その余は知らないし否認する。なお、原告らは、「なかでも事業用電力からの排出が占める割合が増加している。」と主張するが、その主張の根拠が不明である（なお、図6の「エネルギー…」は、電気事業者のほか、ガス事業者や熱供給事業者も含んでいる。）。

原告主張は経済産業省公表資料に基づくこと①

- 後掲資料は国立環境研究所の「日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2017年度）」（甲28）の最新版（<https://www.nies.go.jp/gio/archive/ghgdata/index.html>）に掲載）
- 上記データは、**経済産業省資源エネルギー庁作成**の**総合エネルギー統計（エネルギーバランス表）の総合エネルギー統計詳細表**に基づく

原告主張は経済産業省公表資料に基づくこと②

国立研究開発法人
国立環境研究所
National Institute for Environmental Studies

国立環境研究所について 研究紹介 社会貢献・外部連携 データベース 刊行物

ユーザー別ナビ | 一般の方 研究関係

トップページ > 温室効果ガスインベントリオフィス > アーカイブ > 日本の温室効果ガス排出量データ
[Read this page in English](#)

日本の温室効果ガス排出量データ

2021年4月12日 **NEW**

日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2019年度）確報値

- > 関連記者発表資料（国立環境研究所）
2019年度(令和元年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について

2020年12月8日

日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2019年度）速報値

- > 関連記者発表資料（国立環境研究所）
2019年度(令和元年度)の温室効果ガス排出量(速報値)について

2020年4月14日

日本の温室効果ガス排出量データ（1990～2018年度）確報値

- > 関連記者発表資料（国立環境研究所）
2018年度(平成30年度)の温室効果ガス排出量(確報値)について

原告主張は経済産業省公表資料に基づくこと③

経済産業省
資源エネルギー庁
Agency for Natural Resources and Energy

ご意見・お問合せ | インフォメーション | サイトマップ | English | 経済産業省HP

ホーム | スペシャルコンテンツ | 当庁について | お知らせ | 政策について | 調達情報 | 統計・データ | 審議会・予算

ホーム > 統計・各種データ > 総合エネルギー統計 > 集計結果又は推計結果（総合エネルギー統計）

集計結果又は推計結果（総合エネルギー統計）

- 結果の概要
- 時系列表（参考表）
- 低位発熱量版IEA準拠表（参考表）
- 統計表一覧
- 正誤情報
- 利用上の注意
- 用語の解説
- その他

結果の概要

令和元年度（2019年度）エネルギー需給実績（確報）（令和3年4月13日公表、令和3年4月15日修正）

- 概要（PDF形式：493KB）
- 本文（PDF形式：1,512KB）

時系列表（参考表）

総合エネルギー統計は単年度の表であるため時系列変化を観察しづらいという欠点があります。そこで主な頂

統計・各種データ

資源エネルギー庁に関する統計

需給関連

- 総合エネルギー統計
- 総合エネルギー統計補足調査

エネルギー消費統計

- 経済産業省特定業種石油等消費統計調査
- エネルギー消費統計調査
- 都道府県別エネルギー消費統計調査

灯油及びプロパンガス消費実態調査

https://www.enecho.meti.go.jp/statistics/total_energy/results.html

原告主張は経済産業省公表資料に基づくこと④

部門別CO₂排出量【電気・熱配分前】

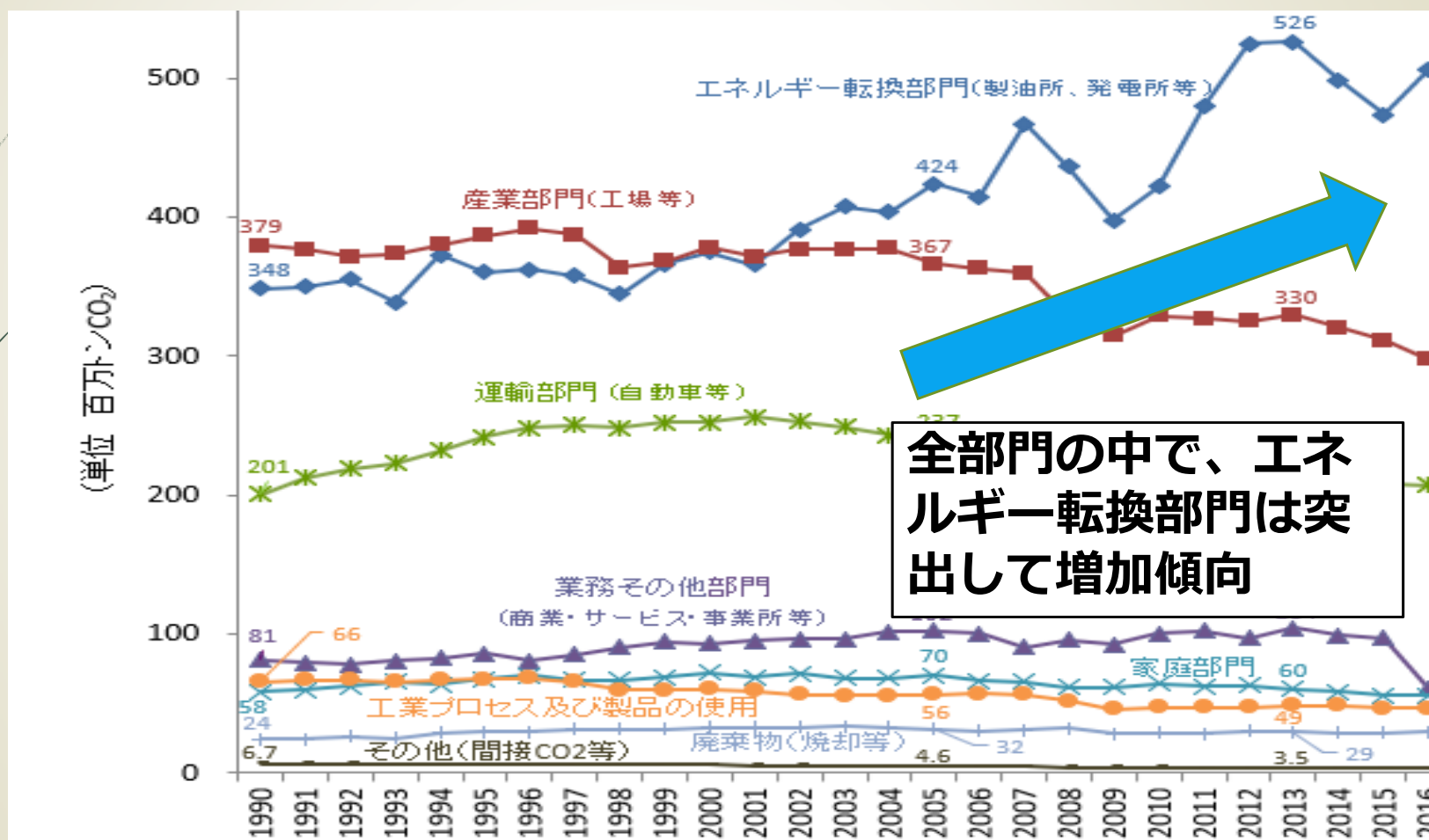
(簡約表)

<速報値>

■排出量 [kt CO₂]

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019 (速報値)
エネルギー起源	1,137,030	1,187,985	1,227,315	1,235,278	1,185,136	1,145,913	1,126,541	1,110,142	1,065,267	1,029,481
エネルギー転換部門	422,047	479,362	524,907	526,227	498,459	473,534	506,377	492,721	455,070	432,641
製油所・発電所等	422,047	479,362	524,907	526,227	498,459	473,534	506,377	492,721	455,070	432,641
石炭製品製造(コークス製造)	17,701	16,554	16,000	14,057	13,912	13,318	13,549	13,437	14,983	14,301
石油製品製造(石油精製)	28,861	26,324	26,143	24,757	24,303	25,315	20,720	20,276	20,915	20,671
ガス製造	2,628	2,797	3,783	2,728	2,842	2,611	3,102	2,236	1,879	1,511
事業用発電	371,926	432,825	478,143	483,840	456,625	431,549	468,219	455,982	416,541	395,391
地域熱供給(地域冷暖房)	931	863	836	846	777	741	786	790	753	751
電気熱配分誤差										
産業	329,174	326,735	324,832	329,685	320,181	311,435	297,505	291,770	285,841	279,461
農林水産・建設業	22,342	22,562	22,327	19,995	19,662	21,507	22,611	21,258	18,022	17,941
製造業	306,832	304,173	302,505	309,690	300,519	289,928	274,893	270,512	267,819	261,511
食品飲料	9,925	10,900	10,653	9,901	9,668	8,669	8,678	8,163	9,208	8,541
繊維	7,013	6,460	5,964	6,768	6,553	6,715	6,015	5,908	5,659	5,471
パルプ・紙・紙加工品	20,284	20,792	21,308	21,264	20,259	20,736	18,271	17,918	17,618	16,861
化学工業(含石油石炭製品)	69,287	68,340	64,961	67,276	63,880	62,059	57,371	57,893	57,234	55,711
窯業・土石製品(セメント焼成等)	27,451	27,325	27,603	28,410	27,421	26,541	25,493	25,226	25,202	24,421
鉄鋼	152,625	148,409	150,772	157,096	154,544	148,336	142,196	139,160	135,660	134,001
非鉄金属(銅精錬等)	3,997	3,870	4,037	3,778	3,673	3,282	3,556	3,172	3,349	3,271
機械(含金属製品)	12,424	13,787	13,209	11,396	10,666	9,967	9,841	9,864	10,554	10,041
製造業(上記を除く)	3,827	4,291	3,998	3,801	3,856	3,624	3,472	3,208	3,334	3,151
業務他(第三次産業)	99,962	102,505	97,213	104,199	98,603	96,938	60,216	61,209	69,134	64,591
運輸	221,630	216,843	217,737	214,848	209,879	208,615	206,732	205,182	203,066	199,431
旅客	129,515	127,971	128,931	125,810	120,879	120,257	119,739	119,054	117,691	115,001
貨物	92,114	88,872	88,805	89,038	88,999	88,357	86,993	86,128	85,375	84,431
家庭	64,217	62,541	62,626	60,319	58,014	55,392	55,712	59,260	52,156	53,361

原告主張は経済産業省公表資料に基づくこと⑤



事業用電力

エネルギー転換部門

製油所・発電所等

石炭製品製造（

石油製品製造（

ガス製造

事業用発電

地域熱供給（地

エネルギー転換部門

= 0.9**...年々、微増傾向**

- エネルギー転換部門からの排出が顕著に増加しており、エネルギー転換部門における排出量の**90%以上**を事業用発電が占めていることからすれば、「事業用電力からの排出が占める割合が増加している」との**原告の主張と整合する**（なお、製油所・発電所部門において事業用発電が占める割合も微増傾向）。

まとめ

認否のあり方

客観的に争いようのない事実まであえて否認するようなことは、**効率的な訴訟運営を妨げるばかりでなく、訴訟当事者又は訴訟代理人の見識を疑われるのみであるから、行うべきではない**

（司法研修所民事弁護教官室「8訂 民事弁護の手引き（増訂版）」121頁）。

被告の認否の実際

- 民事訴訟規則を無視した認否
- 法律上の主張と事実主張を区別しない認否
- 経済産業省以外の省庁の報告等については内容の認否を留保
- 経済産業省の過去の作成資料、公表資料と矛盾する答弁
- 経済産業省のデータに基づく原告主張を「根拠不明」とする答弁

被告及び裁判所に求める対応

■ 被告

訴状に対する認否について撤回する等して、信義に従い誠実な認否を行うべきである（民事訴訟法 2 条）。

■ 裁判所

客観的に争いようのない事実については、適切な訴訟指揮権の行使を求めるとともに、被告がその事実を自白した場合又は自白したものとみなされる場合に準じて取り扱うべきことを求める。